

原議保存期間1年
(令和4年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各管区警察学校長

警察庁丁生経発第89号
令和2年8月28日
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について（通知）

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第254号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、今月29日から施行されることとなったので、下記のとおり通知する。

なお、本通知において、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）を「法」、改正政令による改正前の国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）を「旧政令」という。

記

1 政令改正の趣旨及び概要

旧政令にあっては、法第26条第1項の規定に基づき、本年3月15日に衛生マスク、本年5月26日には消毒等用アルコールを生活関連物資等に指定して、これら物品の転売行為を規制していたものであるが、今回、旧政令の第1条（法第26条第1項の政令で指定する生活関連物資等）、第2条（特定生活関連物資等の転売の禁止）及び第7条（罰則）の規定を削除し、衛生マスク及び消毒等用アルコールの生活関連物資等としての指定を解除するとともに、これら物品の転売規制を廃止するもの。

なお、改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、附則により、なお従前の例によることとする。

2 添付資料

官報の写し、新旧対照表を添付する。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十四号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とする。
第六条第三項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同条を第四条とする。
第七条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一「国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）」の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	加藤 勝信
経済産業大臣	梶山 弘志

改 正 案

現 行

（削る）

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）
第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりとする。

一 衛生マスク

二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品

以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

（特定生活関連物資等の転売の禁止）

第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引

（削る）

(報告の徴収)

第一条 国民生活安定緊急措置法(以下「法」という。)第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一～四 (略)

第二条・第三条 (略)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(削る)

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

(報告の徴収)

第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

2 一～四 (略)

第四条・第五条 (略)

第六条 (略)

2 (略)

3 第二項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 (略)

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をし

たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。